

OEM マatchingサービス 利用規約 v1.01

(OEM 再販者用)

エスプラナード・ワン株式会社

1. はじめに

本規約では、OEM の売り手を「OEM 提供者」、買い手を「OEM 再販者」と呼ぶ。

2. 交渉開始と実名公開

- 本サービスが OEM 再販者から実名での交渉開始依頼を受け、更に、OEM 提供者がそれを承諾した時点で交渉開始とする。
- 交渉開始時に本サービスから OEM 提供者名、OEM 製品名、連絡先等の情報を OEM 再販者に連絡する。双方は、最適な連絡手段で交渉を開始する。

3. 契約

- 交渉開始後から初回発注までの間に OEM 提供者と OEM 再販者の間で成立した OEM に関するあらゆる契約は、OEM 提供者が契約書の写しと共に本サービスに報告しなければならない。

4. 利用料金

- 本サービスでの OEM 製品の検索、質問は無料。
- 交渉開始後、OEM 提供者と OEM 再販者の間で成立した初回発注金額の 20%又は 20 万円のどちらか高額な方を手数料として OEM 再販者が本サービスに支払う。

5. 出品中止

- OEM 提供者は本サービスに対し、いつでも出品中止連絡をもって出品を中止する事ができる。但し、本サービスへの出品中止連絡前に開始した交渉が成立した場合には、手数料支払いの対象となる。

6. 利用に関する禁止事項

下記に該当する行為は禁止とする。

- 出品物以外の営業を打診、提案する行為。
- 実名交渉前に実名を公表する行為。
- 著作権を含む他者の権利を侵害すること、または、そのおそれのある行為。
- 各種法令又は社会規範等に反する行為もしくはそれらをほのめかす行為。
- 健全なサービス運営や、ユーザー間同士の真摯かつ円滑な相互のやり取りの妨げになる迷惑な行為。
- 当社または他のユーザーの利益を侵害する行為。
- 差別またはそれらを助長する行為。
- 低俗もしくはわいせつな投稿を行う行為。

- 他社になりすます行為。
- 本サービス運営を妨げる行為。
- 本サービスに対して不正にアクセスする行為または悪影響を及ぼす行為。

以上